資料４－１

令和３年８月３０日

個人情報保護法制の一元化について

１　概　要

地方公共団体の個人情報保護制度については、平成１５年の国の法制化に先立ち、各地方公共団体において条例が制定され現在に至っているが、規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる保護水準を満たさない団体があるなど、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請されてきた（いわゆる２０００個問題）。

このような中、令和３年５月にデジタル社会形成整備法において個人情報保護法が改正された。

これにより、①個人情報保護法（民間事業者）、②行政機関個人情報保護法（国）、③独立行政法人等個人情報保護法の３つの法律を１本の法律に統合するとともに、④各地方公共団体の条例により、それぞれ定められていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通のルールが規定され、その所管を個人情報保護委員会に一元化された。

２　改正個人情報保護法等

（１）令和３年５月１９日　　公布
（２）令和４年４月（予定）　　国がガイドラインを策定
（３）令和４年４月（予定）　　施行①（国、独立行政法人）
（４）令和５年４月（予定）　　施行②（地方公共団体）

※　地方公共団体については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

３　条　例

改正法により、全国的な共通ルールが設けられ、法律の的確な運用を確保するため国がガイドラインを策定する。その上で、地方公共団体は、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を条例で規定することとなる。

（１）現行の個人情報保護条例は廃止
（２）個人情報保護法施行条例を制定

４　参　考

個人情報保護法の改正について（令和３年５月　国資料）